

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特別目的会社の特則）</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>（資産の運用方法の制限）</p> <p>第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引</p>	<p>（特別目的会社の特則）</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>（資産の運用方法の制限）</p> <p>第四十七条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引</p>

(前号に掲げるものに該当するもの及び暗号等資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。))又は暗号等資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号及び第五十六条第二項第一号において同じ。に係る取引を除く。)

〔十一〕十三 略〕

(デリバティブ取引)

第五十二条の二の二 法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

〔一・二 略〕

三 暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係る取引

(特定信託契約)

第五十二条の十三の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第一百七号)第三十条の二第一項第一号に掲げるものとする。

(情報通信の技術を利用した提供)

(前号に掲げるものに該当するもの及び暗号資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。))又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号、第五十二条の十六第一項第四号二及び第五十六条第二項第一号において同じ。に係る取引を除く。)

〔十一〕十三 同上〕

(デリバティブ取引)

第五十二条の二の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引

(特定信託契約)

第五十二条の十三の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第一百七号)第三十条の二第一項に規定する信託契約とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項

(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の

第五十二条の十三の六

「同上」

一 「同上」

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の

提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三条の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客

提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三条の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客

による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 「略」

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、

客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、

協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等

〔二〇へ 略〕

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引をいう。第五十二条の三十二第三号において同じ。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第五十二条の三十二第三号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第五十二条の三十二第三号において同じ。）に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣

府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等

〔二〇へ 同上〕

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）に係る権利

〔号の細分を加える。〕

三 「略」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五十二条の十三の十八 令第十三条の五の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 暗号等資産関連有価証券の信託(主として暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。)を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十二条の十三の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

三 「同上」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五十二条の十三の十八 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産等の信託(信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第五十二条の十六第一項第四号二において同じ。)を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引(同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。)を行う信託をいう。以下同じ。)を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十二条の十三の二十 「同上」

「一〇五 同上」

六 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇三 略」

四 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二

六 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 「同上」

「一〇三 同上」

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規

条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる同法第六十二条の八第一項に規定する発行者を含む。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第五十二条の十三の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示しないことを含む。）暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売

定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第五十二条の十三の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示しないことを含む。）暗号等資産の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取

買その他の取引等に係る暗号等資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号並びに第五十二条の二十三第六項第二号及び第三号において同じ。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれていない場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一〜三 略〕

四 暗号等資産関連有価証券の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限

引等に係る暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第五十二条の二十三第六項第二号及び第四号において同じ。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれていない場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限

り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕8 略〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

〔五〕七 略〕

〔号を削る。〕

り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標及び暗号資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕8 同上〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

〔五〕七 同上〕

七の二 暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買

総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

七の二 「略」

「八〇十一 略」

「二〇五 略」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 「略」

2 「略」

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業務の円滑な遂行を図るために、その行う信託業務の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

七の三 「同上」

「八〇十一 同上」

「二〇五 同上」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 「同上」

2 「同上」

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業務の円滑な遂行を図るために、その行う信託業務の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。)及び電子記録移転有価

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合
信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

〔項を削る。〕

証券表示権利等については、この限りでない。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合
信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

4

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する履行保証暗号資産 履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産、他の信託の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産

4〕 「略」

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 「略」

〔2〕5 略〕

6 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、暗号等資産関連有価証券の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保

5〕 「同上」

以外の自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる履行保証暗号資産 当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護

護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置
「号を削る。」

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、その行う暗号等資産に関連有価証券の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う暗号等資産に関連有価証券の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

7 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合には、業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項の規定によるほか、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の

又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

四 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置
「項を加える。」

7 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項の規定によるもののほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産

信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

（暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置）

第五十三条の十一の二 保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第一項及び第五十六条の二第二項第二十六号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 保険会社は、その行う業務のうち、電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、暗号等資産に該当するものを除く。次条第二項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第五十三条の十一の二 保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第五十六条の二第二項第二十六号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第五十三条の十一の三 保険会社は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 保険会社は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「略」

2 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第五十三条の十一の三 保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

2 「同上」

一号に係る部分に限る。)に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで(定義)に掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等(暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号(金融商品取引業となる行為)に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第六十六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで(定義)に掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号(金融商品取引業となる行為)に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔四〇一八 略〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「略」

2 法第六十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇一三の二 略〕

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

〔四〇一六 略〕

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔一八〇二五 略〕

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔四〇一八 同上〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

〔一〇一三の二 同上〕

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

〔四〇一六 同上〕

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔一八〇二五 同上〕

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。

。)に係る業務

〔二十六の二〕三十四の二の二 略〕

三十四の二の三 資金決済に関する法律第二条第十一项に規定する電子決済手段関連業務

〔三十四の三〕四十七 略〕

〔3〕6 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (15)から(19)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

〔1〕(16) 略〕

(17) 信託勘定有価証券残高 (18)に掲げる事項を除く。)

〔削る。〕

(18)・(19) 〔略〕

〔ハ〕ホ 略〕

四 〔略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次

)に係る業務

〔二十六の二〕三十四の二の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔三十四の三〕四十七 同上〕

〔3〕6 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (15)から(20)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

〔1〕(16) 同上〕

(17) 信託勘定有価証券残高 (19)に掲げる事項を除く。)

(18) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高

(19)・(20) 〔同上〕

〔ハ〕ホ 同上〕

四 〔同上〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次

に掲げる事項（ハ）に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

「イ」ニ 略

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

〔(1)～(7) 略〕

〔削る。〕

「ヘ」リ 略

六 「略」

2 「略」

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイルを自己の管理する電子計

に掲げる事項（ハ及びホ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

「イ」ニ 同上

ホ 「同上」

〔(1)～(7) 同上〕

〔(8) 暗号資産

「ヘ」リ 同上

六 「同上」

2 「同上」

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十四条の六 「同上」

一 「同上」

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイルを自己の管理する電子計

算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法

算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法

を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

四 【略】

3 【略】

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 【同上】

3 【同上】

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 【同上】

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第五十二条の十三の十二第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

一 「同上」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の二十七（事業）

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

三 「略」

別表（第五十二条の二十二第四項関係）

「表略」

項目	記載する事項
「略」	
保険金信託業 務に関する指	「一〜四 略」
五	金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三
第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協
同組合法第十五条の十二（特定共済契約の締結に関する金融
商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等
協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規
定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他
の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定
する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項（定義）に規定する不
動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デ
リバティブ取引に係る権利

三 「同上」

別表（第五十二条の二十二第五項関係）

「同上」

項目	記載する事項
「同上」	
保険金信託業 務に関する指	「一〜四 同上」
五	金銭信託に係る貸出金、有価証券及び暗

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>標（保険金信託業務を行う場合に限る。）</p>	<p>分ごとの運用残高 「六〇十二略」 「削る。」</p>
	<p>標（保険金信託業務を行う場合に限る。）</p>	<p>号資産の区分ごとの運用残高 「六〇十二 同上」 十三 暗号資産の種類別の期末残高</p>